

第 5 号

(6 月15日)

令和8年

熊本県議会 6 月定例会会議録

第5号

令和8年6月15日（月曜日）

議事日程 第5号

令和8年6月15日（月曜日）午前10時開議

- 第1 一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）
- 第2 議案等に対する質疑（第1号から第19号まで）
- 第3 知事提出議案の委員会付託（第1号から第19号まで）
- 第4 請願の委員会付託
- 第5 休会の件

本日の会議に付した事件

- 日程第1 一般質問（議案に対する質疑並びに県の一般事務について）
- 日程第2 議案等に対する質疑（第1号から第19号まで）
- 日程第3 知事提出議案の委員会付託（第1号から第19号まで）
- 日程第4 請願の委員会付託
- 知事提出議案の上程（第20号から第23号まで）
- 日程第5 休会の件

出席議員氏名（46人）

星 野 愛 斗 君
高 井 千 歳 さん
住 永 栄一郎 君
亀 田 英 雄 君
幸 村 香代子 君
杉 薦 ミ カ さん
立 山 大二郎 君

斎 藤 陽 子 さん
本 田 雄 三 君
岩 田 智 子 君
堤 泰 之 君
南 部 隼 平 君
前 田 敬 介 君
坂 梨 剛 昭 君
荒 川 知 章 君
城 戸 淳 君
池 永 幸 生 君
竹 崎 和 虎 君
吉 田 孝 平 君
中 村 亮 彦 君
増 永 慎一郎 君
前 田 憲 秀 君
高 島 和 男 君
松 村 秀 逸 君
岩 本 浩 治 君
西 山 宗 孝 君
河 津 修 司 君
楠 本 千 秋 君
橋 口 海 平 君
緒 方 勇 二 君
高 木 健 次 君
高 野 洋 介 君
内 野 幸 喜 君
岩 中 伸 司 君
城 下 広 作 君
西 聖 一 君
山 口 裕 君
淵 上 陽 一 君
坂 田 孝 志 君

溝口幸治君
池田和貴君
吉永和世君
松田三郎君
藤川隆夫君
岩下栄一君
前川 收君

欠席議員氏名（1人）

西村尚武君

説明のため出席した者の職氏名

知 事 木村 敬 君
副 知 事 竹内 信義 君
副 知 事 亀崎 直隆 君
知事公室長 府 高 隆 君
総 務 部 長 下 山 薫 さん
企画振興部長 富 永 隼 行 君
理 事 枝 國 智 子 さん
理 事 柴 田 英 伸 君
健康福祉部長 久 原 美樹子 さん
環境生活部長 清 田 克 弘 君
商工労働部長 上 田 哲 也 君
観光文化部長 梅 川 日出樹 君
農林水産部長 深 川 元 樹 君
理 事 間 宮 将 大 君
土 木 部 長 奥 山 和 弘 君
会 計 管 理 者 城 内 智 昭 君
企 業 局 長 森 山 哲 也 君
病 院 事 業 者 千 田 真 寿 君
管 理 者 越 猪 浩 樹 君
教 育 長 佐 藤 昭 一 君
警 察 本 部 長 坂 野 定 則 君
人 事 委 員 会 小 原 雅 之 君
事 務 局 長
監 査 委 員

事務局職員出席者

事 務 局 長 鈴 和 幸
事 務 局 次 長 池 永 淳 一
兼 総 務 課 長
兼 首 席 審 議 員 坂 本 誠 也
兼 議 事 課 長
議 事 課 長 補 佐 吉 田 晋

午前10時開議

○議長(内野幸喜君) これより本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問

○議長(内野幸喜君) 日程に従いまして、日程第1、12日に引き続き一般質問を行います。

高島和男君。

〔高島和男君登壇〕（拍手）

○高島和男君 おはようございます。自由民主党・熊本市二区・高島和男です。

質問に入る前に、一言申し上げます。私は、結婚して35年、2人の子供を授かり、今では2人の孫に囲まれた生活を送っています。幼い無邪気な笑顔を見るにつけ、この国、そして本県を次の世代にどのような形で引き継ぐのかという問いを、日々重く受け止めています。

振り返れば、我が国は、バブル崩壊以降、失われた30年と言われる停滞の時代を経験してきました。かつて1億総中流とも称されましたが、現在は給与の中央値の低下が進み、アルファベットのKを模したK字型経済と言われるなど、社会の二極化と格差が静かに広がっています。

さらに、SNSを通じた情報の偏在や陰謀論など、真偽不明の情報格差も相まって、自らと近い考えに接しやすい環境が生まれ、社会の対立や不信が深まっているように感じます。

これが政治にも影響を及ぼし、既存政党への評価の揺らぎや過激な主張への支持の広がりにつながっているのではないのでしょうか。

また、国際社会に目を転じれば、分断の進行や力による秩序への傾斜に加え、国際法違反が繰り返される中で、その扱いに二重基準とも言える状況が見られ、人権や倫理観が軽視される現実も見逃せません。

こうした現状は、制度疲労あるいは民主主義の老化による内政のぬかるみとして、先進国に共通する現象となっているのではないのでしょうか。

私は、常にこの議場での発言は、後世の県民の検証に耐え得るものでなければならないとの思いで登壇しています。本日は、次世代に責任を持つ一人として、本県の将来像を見据えた視点で質問を行います。

最初に、地方分権の持続可能性と県、市町村の役割再編についてお尋ねします。

1990年代以降進められてきた地方分権改革は、住民に身近な行政は地方が担うべきとの理念の下、地方への権限移譲を進めてきました。しかし、現在、その前提が大きく揺らいでいるとの強い危機感を抱いています。

報道にもあるとおり、地方公務員、とりわけ土木、建築などの技術職は、充足率が7割程度にとどまり、応募ゼロの事例も生じています。その結果、インフラ維持に支障が出始めているとの指摘もあります。

さらに、市町村からは、事務を都道府県に戻してほしいといった、いわば逆分権とも言える動きも見られます。これは、制度と現場のずれが限界に近づいている表れではないのでしょうか。

かつて鳥取県知事を務められた片山善博氏は、市町村で担えないものは都道府県が担うのが自然であり、地域の実情に応じて役割分担を見直すべきと提起されており、私も同様の認識です。

国においても、地方制度調査会で役割分担の見直しが議論されており、2027年末までに具体策が

取りまとめられる予定です。人口減少や団塊ジュニア世代の退職により、今後は行政機能維持の困難化も懸念されています。

こうした中、総務省は、市町村事務の都道府県への移管や広域連携、デジタル化の方向性を示し、他県では役割分担見直しの検討も始まっています。今、地方分権の前提そのものが問われているのではないのでしょうか。

地方分権とは、単に仕事を地方に委ねるのではなく、責任、権限、負担を一致させることと考えます。同時に、この議論は、中央集権的な逆行とならぬよう、市町村の意向を踏まえた柔軟な対応が不可欠です。

この現況は、本県においても例外ではなく、ここ20数年で職員数は1,000人以上減少し、特に技術職の確保は厳しい状況です。結果、県、市町村を通じて、人的基盤が弱体化しているのではないのでしょうか。

スクリーンを御覧ください。（資料を示す）

これは、総務省データを基に作成した熊本市を除く本県市町村の建築、土木職の実情です。

町村では、該当職員がゼロの自治体も少なくありません。これは、人手不足にとどまらず、基礎的行政機能を担う体制そのものが揺らいでいることを示しています。すなわち、分権の前提である現場で担う力が失われつつあるのではないのでしょうか。

そこで、3点伺います。

まず、本県市町村における職員、特に技術職の確保状況についての認識とインフラ維持や行政運営に与える影響についてお尋ねします。

次に、市町村では、人材不足が深刻化し、現場からは業務継続に支障が生じかねないとの声もあります。基礎自治体を身軽にする観点からも、今後、市町村が現在の業務を担い続けることが可能

とお考えか、それとも役割分担の見直しが必要な段階に来ていると認識されているのか、お示してください。

最後に、特に技術職や専門業務は、県が広域的な人材確保や市町村への派遣などを構築すべき段階に来ていると考えます。こうした仕組みを構築する考えがあるのか、また、役割分担の見直しについて、いつまでに方向性を示すのか、お答えください。

人口減少下で分権を持続可能な形で再構築できるか、今問われるのは、誰が、どの役割を引き受けるのかという判断です。本県としてどう向き合うのか、知事の答弁を求めます。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 高島議員から、地方分権の持続可能性と県、市町村の役割再編について御質問いただきました。

かなり骨太なテーマでありますので、少々長くなりますけれども、お許しいただければと思います。

まず、県内市町村職員の確保状況等についてお答え申し上げます。

平成12年に地方分権一括法が施行され、地方への大幅な権限移譲が行われる中、基礎自治体である市町村優先の原則の下、住民生活に身近な保健、福祉分野を中心に、県から市町村への権限移譲も積極的に進められてまいりました。

一方で、人口減少やそれに伴う人手不足の深刻化、DX化の進展など、社会経済情勢が大きく変化する中で、県と市町村の役割分担も変化していくものと考えております。

国においても、第34次地方制度調査会において、人材不足の状況を踏まえ、持続可能かつ最適な形で行政サービスを提供していくために必要な地方制度の在り方に関する調査、審議が開始され

ております。その中で、国、都道府県、市町村間の役割分担や関係の在り方についての議論が行われ出しております。

このような中、先日、国勢調査の速報値が公表されたとおり、急速な人口減少や社会情勢の変化に伴い、県内市町村においても、職員の確保が大変厳しい状況と伺っております。

特に、議員御指摘の技術職員の人材不足が顕著となっており、昨年度の県の調査でも、土木技師の募集を行った19市町村のうち、採用計画数を確保できたのは4市町村のみで、採用計画数47人に対して、実際の採用数は15人、充足率は約32%という、大変厳しい結果でございました。

そのため、県では、インフラ維持や行政運営に支障を及ぼすことがないように、広域本部、地域振興局土木部を中心に、市町村に丁寧寄り添いながら、技術的助言などの支援を行うとともに、財政等の状況が特に厳しい過疎市町村については、高度な技術を要するものなど一部の事業については、代行受託なども行っております。

次に、県と市町村間の役割分担の見直しについてお答え申し上げます。

県、市町村ともに行政ニーズが多様化する一方、先ほど来申し上げているように、人口減少による人手不足が深刻化する中で、県と市町村との間の役割分担は不断に行っていくべきではありますが、今必要なのは、県と市町村が連携していかに行行政機能を維持していくかの知恵を絞ることかと私は思っております。

例えば、今お答え申し上げたインフラの維持においては、県も技術職員の確保に大変苦勞しており、市町村の事業を引き受けるだけの体力はないため、県と市町村の役割分担の見直しだけで解決することにはならないと考えております。

私が毎回出席しております地域未来創造会議を

はじめ、あらゆる機会を活用して、各市町村が抱える課題について、様々なレベルでの意見交換を行ってまいっておりますけれども、市町村が担う法定事務の返上や県から移譲された事務の返還といった役割分担の見直しを求めるお声は、現段階では私は直接には伺っておりません。

市町村が今後も法定事務や政策的業務を担い続けることができるように、まずは負担の軽減にもつながる業務の集約化とか広域連携の手法などについて、市町村とともに検討してまいりたいと考えております。

他方、市町村が担う法定事務の役割分担の見直しなどについては、国の法律、制度に関する事項で、非常に重要な議論ですので、さきに述べました地方制度調査会における議論をしっかりと注視してまいりたいと考えております。

最後に、広域的な人材確保や市町村への派遣などの仕組みの構築についてお答え申し上げます。

私は、県の重要な課題の多くは、市町村とともに取り組まなければ解決できないと考えており、その意味からも、市町村との連携強化は不可欠でありまして、この点は私の最も大事にしている政治姿勢でございます。

その代表的な取組として、本県では、平時から九州圏内では最大規模となる県と市町村間での職員の相互交流を現在も実施しております。

また、熊本地震を契機として、災害発生時には、災害査定業務への技術的な支援に加えて、県からの職員派遣、県内外の自治体からの応援派遣を速やかに調整し、被災市町村の行政に支障が生じないような支援体制も確立しております。

また、昨年、さらに県の人事、人材育成基本方針を改定いたしました。市町村への人材育成、確保の新たな支援策として、複数自治体における共同採用方式の導入を盛り込んでおります。現在、

人吉・球磨地域をモデルとして、こうした採用方式の導入を具体的に検討しております。

市町村を取り巻く状況が大きく変化する中、将来に向けて持続可能な形で行政サービスを提供し続けられるよう、県として、市町村のニーズを踏まえながら、柔軟に対応してまいりたいと考えております。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 知事から、市町村だけでなく、県においても技術職員の確保が厳しく、市町村事業を引き受ける体力はないとの率直な答弁でありました。この点は、人口減少社会における行政運営の現実として、重く受け止めたいと思います。

私は、単に県へ事務を移すべきだと申し上げているわけではありません。県も市町村も、人的余力に限られる中で、従来どおりの行政体制を前提としていては、立ち行かなくなるのではないかという問題意識を持っています。

先日の報道では、人口3,000人規模の自治体で、橋の終活という表現が使われていました。これは、単なる老朽化問題ではなく、人口減少や技術職不足の中で、維持管理を担う主体そのものが失われつつある現実を示しているように思います。

今後は、何を続けるかだけでなく、何を変えるのか、何を見直すのか、そして、限られた人材をどこに重点的に配置するのかという視点が不可欠です。そのためにも、県と市町村が、将来の行政サービスの在り方や役割分担について、率直に議論を深めていくことが重要であると申し上げておきます。

次に、給食費の無償化及びいわゆる高校授業料無償化の拡充と、それに伴う国と地方の財政関係についてお尋ねします。

国は、子育て世帯の負担軽減や教育機会の均等

を目的に、小学校給食費の無償化を全国一律で進め、本年4月から制度がスタートし、現場で運用が始まっています。

その仕組みは、学校給食の食材費について、国が2分の1、都道府県が2分の1を補助し、市町村に配分するものですが、都道府県負担分についても、地方交付税措置により財源が手当てされています。この結果、制度上は国が全額を負担しているかのような構図となっています。

また、高校授業料についても、高等学校等就学支援金制度の見直しにより、所得制限の撤廃や支給額の引上げが行われ、支援対象が拡大されています。こうした施策は、子供たちの成長を社会全体で支える意義のある政策です。

ただし、ここで着目すべきは、財源の在り方です。地方交付税は、本来地方自治体が地域の現状に応じて自由に使い道を定めることができる一般財源です。

次に、課題について申し上げますと、今回の給食費無償化は、国が全額を負担しているように見える一方で、その財源が地方の一般財源に依存する形となっているため、結果としてその使途が制約される側面を持っているのではないかと考えます。

また、いわゆる高校無償化の拡充においても、対象が全世帯に広がったことにより、必要となる財源規模も増大しており、こうした恒常的な支出が同様の手法で運用される場合、地方財政への影響はより一層大きなものとなることが危惧されます。

このような仕組みが続けば、国が制度を決定し、地方が実質的にその財源を支えるという構造が固定化し、地方が地域の実態に応じて政策判断を行う余地が狭まるおそれがあります。

地方自治体は、それぞれ人口構成や産業構造、

地域課題も異なります。本来であれば、限られた財源を何に重点配分するのかは、地域の実情を最もよく知る地方自治体自身が判断すべきものです。しかし、地方交付税措置という形で事実上使途が固定化される施策が増えれば、地方自治の根幹である自主性、自立性が徐々に弱まっていくことにもつながりかねません。

ここで重要なのは、制度の持続可能性です。教育負担の軽減という政策目的は極めて重要ですが、その実現に当たっては、制度だけでなく、財政運営の在り方についても十分に議論されるべきです。

国が全国一律の制度として実施するのであれば、本来は国が責任を持って安定的な財源を確保すべきであり、地方交付税という形で実質的に地方の裁量財源に依拠することには、課題があるように感じます。

また、これは、単なる教育政策にとどまらず、今後の国と地方の役割分担や地方自治の在り方に関わる重大な問題であると考えます。

以上を踏まえ、3点伺います。

まず、給食費無償化及び高校授業料無償化の拡充により、本県及び市町村財政に与える影響をどの程度見込んでいるのか、お示してください。

次に、地方交付税による財源措置は、今後も安定的に続くと考えているのか、また、その結果、地方が地域の実情に応じて政策の優先順位を決める自由度が損なわれることはないのか、県の認識を伺います。

最後に、国が全国一律の制度を創設する場合の財源負担の在り方について、本県の基本的な考え方と今後の対応について、以上、知事の所見をお尋ねします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答え申し上げます。

学校給食費や高校授業料に関するいわゆる教育無償化——まあ、いわゆるですけれども、については、昨年12月に都道府県負担を突然求められまして、私も大変驚いたところでございました。

その際、私は、このような全国一律の制度については、本来であれば全額国の負担において実施すべきであり、仮に都道府県に負担を求める場合は、財源措置が必要であると、その考えを申し述べました。

最終的には、地方3団体からの要望などを踏まえ、地方負担の全額について、地方交付税により措置することとされたところでございますが、このような経緯も踏まえ、議員からの3点の御質問にお答え申し上げます。

1点目の県及び市町村財政に与える影響についてでございます。

本県では、令和8年度当初予算における教育無償化に伴う一般財源の増加は、約59億円になります。ただし、この分は、地方交付税により全額措置されることとなっておりますので、実質的な県の財政負担の増加はないものと考えております。

また、市町村に対しては、今回のいずれの制度改正においても、財政負担は求めないこととされております。

なお、市町村が実施する学校給食につきましては、自主的な判断で食材費を負担してきた場合、負担の軽減となりますが、実際の食材費が国の負担額を上回る部分については、依然として自ら負担するかどうかの判断が求められております。

学校給食は、単なる食事ではなく、食育の重要な教材として、健康な体づくりや望ましい食習慣の形成などに大きな役割を果たしていると考えます。質を低下させることなく、地域の特色を生かした給食が維持できるよう、今後も教育委員会と連携し、市町村での実施状況の把握などに努めて

まいりたいと考えております。

2点目の財源措置の安定性、地方の政策への影響についてお答え申し上げます。

いわゆる教育無償化の地方負担分については、地方財政計画の歳出に全額が計上されておりました、一般財源総額も増額確保されております。そのため、他の政策への影響は生じないものと受け止めております。

しかしながら、一方で、議員御指摘のとおり、必要な財源が十分に確保されなければ、他の政策にも影響が生じるおそれはございます。そのため、今後も、財源措置の状況を注視しながら、必要に応じて国に対して適切な財源措置を求めてまいります。

3点目の全国一律の制度創設への財源負担の在り方についてお答え申し上げます。

冒頭申し上げましたとおり、私は、今回のような国主導による全国一律での制度の創設などを行う場合には、本来的には国が全額を財源負担すべきと考えております。

特に、一般財源である地方交付税により財源措置がなされる場合には、議員御指摘いただいたとおり、地方の自主性が損なわれることがないように留意することが必要です。

教育や福祉をはじめとする住民に身近なサービスの充実が図られること自体は、評価すべきことと考えております。しかしながら、一方で、今回のような事案については、まずは国と地方との役割分担を整理し、その財源負担の在り方に関する議論を国と地方で十分に行った上で制度化されることが望ましいと考えており、県としても、引き続き国に対して必要な意見を申し述べてまいりたいと思います。

以上でございます。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 全国一律の制度を創設する場合は、本来的には国が全額を財源負担すべきであり、また、地方交付税による財源措置については、地方の自主性への配慮が必要との認識が示されたことは、重要な答弁だったと受け止めております。

先日の地元紙では、給食費の無償化について、県内33市町村が、国の補助額だけでは賄えず、自主財源等で不足分を補っている実態が報じられました。

答弁にもありましたように、実際の食材費が国の基準額を上回る場合には、市町村が負担の判断を求められることになります。

また、本県の経常収支比率は、91.5%と高い水準にあり、自由に使える一般財源の余地は決して大きくありません。そのような中で、全国一律の制度が地方交付税措置を基本として積み重なれば、地方が地域の実情に応じて政策の優先順位を決める余地が徐々に狭まることも懸念されます。

教育負担の軽減という政策目的は極めて重要です。しかし、その理念を持続可能なものとするためにも、国と地方の役割分担や財源負担の在り方について、今後も丁寧な議論が必要であることを申し上げておきます。

次に、財政調整基金の在り方と本県財政の持続可能性についてお尋ねします。

まず、本県の財政の現状について申し上げます。

令和8年度当初予算は、歳入、歳出ともに前年度から905億円増と大幅な規模拡大となっており、歳出では、人件費や扶助費など義務的経費の増加が顕著です。また、投資的経費も増加し、災害復旧事業費の増など、本県の置かれた状況を色濃く反映したものとなっています。

一方で、財政調整用4基金の残高は、令和7年

度の80億円から令和8年度には152億円へと増加しており、一見すると財政余力が回復したようにも見受けられます。

しかしながら、その内訳を見ますと、純粋な財政調整基金は僅か18億円にとどまり、大宗は地域未来基金費や県有施設整備基金、県債管理基金といった特定目的基金です。つまり、自由に活用できる財源は極めて限定的であり、見かけの残高と実質的な財政調整力との間に隔たりがあるのではないかと考えます。

また、昨年6月に公表された中期財政見通しでは、災害対応、社会保障関係経費、公債費の増加などにより、本県の財政運営は今後も厳しい状況が続くことが示されています。

さらに、2月10日の臨時会見で、知事は、令和8年度当初予算編成で生じた119億円の財源不足について、事業見直しを行った上で国の財政措置や県債発行により対応したと説明されました。

しかし、本来、こうした財源不足への対応においてこそ、財政調整基金が重要な役割を果たすべきではないでしょうか。現状では、その機能が十分に発揮されていると言い難いと感じています。

その上、一般的に都道府県における財政調整基金は、標準財政規模の5から10%程度が一つの目安とされる中、本県の水準は、類似団体と比較しても低い水準にとどまっています。しかも、熊本地震や豪雨災害を経験した本県の特性を踏まえれば、財政の緩衝機能として極めて脆弱な状態にあると言わざるを得ません。

加えて、現在、全国の自治体では、金利上昇局面を見据え、地方債の圧縮や財政余力の確保といった守りの財政運営へとかじを切る動きも進んでいます。

こうした状況を鑑みると、本県においても、単に基金残高の多寡を論じるのではなく、中期的な

財政見通しに基づき、どの程度の基金残高が必要なのかという根拠ある水準と、それを実現するための計画的な積立て及び取崩しの方針を明確にする必要があると考えます。

そこで、3点お尋ねします。

まず、本県の財政調整基金は、18億円という至って少額、かつ長年にわたり同程度で推移しています。この状況について、県としてどのように認識しているのか、伺います。

次に、財政調整基金の位置づけ及び使途について、県としての整理をお示ください。

最後に、中期財政見通しを踏まえ、本県として、財政調整基金の適正な水準をどのように設定しているのか、また、その水準の根拠をお示ください。あわせて、その水準を確保するための今後の基本的な運用の考え方を伺います。

さらに、地域未来基金等を含めた財政調整用4基金という整理について、その考え方及び妥当性をお尋ねします。

以上、総務部長の明確な答弁をお願いします。

〔総務部長下山薫さん登壇〕

○総務部長(下山薫さん) まず、財政調整基金の認識についてお答えします。

本県では、財政調整基金ほか、財源として活用し得る資金を有している3つの基金を合わせた4つの基金を財政調整用の基金と整理しています。

この財政調整用4基金は、近年80億円程度で推移していますが、熊本地震や令和2年7月豪雨の際には、4基金を最大限に活用することで、発災後直ちに発生する需要にちゅうちょなく着手することができました。

この経験から、今後も80億円程度の水準を維持することが望ましいと認識しています。

次に、財政調整基金の位置づけ及び使途についてお答えします。

本県では、予算編成において財源不足が生じる場合には、財政調整用4基金をそれぞれの目的に応じて一般財源の代わりに活用することで対応しています。

財政調整基金についても、経済状況の著しい変動や災害などの不測の事態に、迅速かつ柔軟に対応するという基金の目的に沿って活用を行っています。同様に、他の3基金についても、それぞれの基金の目的の範囲内で財政調整に活用しています。

3点目の財政調整基金の適正な水準についてお答えします。

先ほど申し上げましたとおり、財政調整用の基金は、80億円程度の水準を維持することが望ましいと認識していますが、令和8年度当初予算においては、令和7年8月豪雨への対応による取崩しにより、52億円程度にとどまっています。

そのため、令和9年度の当初予算編成に向けて、歳入、歳出の両面からサマーレビューを行い、事業の効率化や改善の検討を行うとともに、早い時期から予算の最適化や弾力性の確保に向けた検討を進めていくこととしています。

あわせて、議員御指摘の財政調整用の基金の在り方についても、本県の財政状況を県民により分かりやすく示すという観点から、見直しについて検討を進めてまいります。

なお、地域未来基金費につきましては、詳細が明らかになっていなかったこともあり、令和8年度当初予算編成時点では、一時的に財政調整基金に計上することとしたものです。

今後、国の制度趣旨等を踏まえ、特定目的基金として新たに設置した上で、適切に活用してまいります。

引き続き、基金残高の確保と適切な運用に努め、持続可能な財政運営を行ってまいります。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 まず、財政調整用4基金の在り方について、見直しを検討されること、また、地域未来基金費についても、今後は特定目的基金として整理されとのことであり、この点は前向きに受け止めたいと思います。

しかし、私は、なお疑問が残ります。答弁では、財政調整用4基金として52億円程度の残高があるとの説明でありました。

知事は、総務省で地方財政に携わってこられたので御承知と思いますが、総務省は、基金を財政調整基金、減債基金、その他特定目的基金に区分し、それぞれ異なる役割を持つものとして整理しています。

県債管理基金は県債償還のため、県有施設整備基金は施設整備のための基金であり、財政調整基金とは全くもって性格を異にします。にもかかわらず、これらを合算した52億円をもって本県の財政調整力として説明することは、県民に誤解を招きかねません。

重要なのは、基金の総額ではなく、不測の事態にどれだけ機動的に対応できる財源を有しているかという点です。その意味で、純粋な財政調整基金が18億円にとどまっているという事実は、重く受け止めるべきです。

今回の見直しについては、検討するとの答弁でしたが、検討にとどめることなく、本県独自の財政調整用4基金という呼称や整理手法についても、具体的な見直しにつなげることを強く求めます。

次に、デジタル教科書の導入と子供の学びへの影響についてお尋ねします。

近年、GIGAスクール構想の下、学校現場におけるICT活用が急速に進展し、デジタル教科書の導入も現実のものとなってまいりました。

こうした中、デジタル教科書を正式な教科書と認める学校教育法の改正法が成立し、制度化は大きな節目を迎えました。

教育のデジタル化は、個別最適な学びの可能性を有する一方で、様々な課題も示されており、今後は制度の具体的な運用が問われる局面にあります。

今回は、紙のみ、紙とデジタルを組み合わせたハイブリッド型、完全デジタルという3つの形態が、いずれも正式な教科書とみなす方向で検討されており、これは教育の大転換と言えます。

他方で、有識者からは、教育のデジタル化は必ずしも十分なエビデンスに基づいているとは言えず、拙速な全国展開は慎重であるべきとの意見や過度な活用が思考力や読解力の低下につながる可能性があるとの声もあります。

教育は、一度方向性を誤れば、修正は容易ではなく、その影響を受けるのは子供たちです。利便性や効率性だけでなく、子供の学びにとって何が本当に望ましいのかという観点から、冷静な議論が重要であり、制度の具体化には丁寧な検証と幅広い議論が求められます。

文科大臣も、低学年における完全デジタル化について、慎重な認識を示しており、制度の運用に当たっては、十分な検証が求められています。

また、報道各社の調査では、現場の校長から、紙とデジタルそれぞれの特性を踏まえ、発達段階に応じた活用を求める声もあり、現場と制度設計のすり合わせが肝要です。

海外に目を向けると、ICT教育を先行した国々においても、評価は一様ではありません。北欧諸国では、読解力や集中力への影響が指摘され、紙教材を重視する紙回帰の動きも見られます。

OECDの調査でも、ICT活用は、適切な範囲では効果が認められる一方、過度な使用は学力

に負の影響を及ぼす可能性がある」とされています。

それに、文科省の学校保健統計調査では、視力1.0未満の子供の割合が過去最高水準となっており、健康面への影響も看過できません。

さらに、浅い読みとも言われる読解の質の変化も、課題として挙げられています。デジタル媒体では、情報を流し読みする傾向が強く、深い思考や理解につながりにくいとの見方です。

もちろん、ICT活用は、使い方次第で効果を発揮します。しかし、その運用は現場に委ねられる部分が大きく、教員の指導力や学校間の差によって教育格差が広がることも懸念されます。

こうした点から、デジタル教科書は、可能性とともに、教育の質に関わる課題を内包しています。

そこで、3点伺います。

まず、国における制度化の動きを踏まえ、本県としてこの流れをどう受け止めているのか、特に教育効果や学びへの影響について、現時点の見解をお示してください。

次に、県内の学校におけるデジタル教科書の活用実態の把握状況について伺います。

また、視力や学習状況への影響、教員負担などに関し、どのような課題認識を持っているのか、お尋ねします。

最後に、制度導入が本格化することを見据えた基本方針を伺います。

特に、今回、3つの形態から最終的に教育委員会が採択する制度設計で、その決定は今後の教育の在り方を左右します。国においても、ガイドライン等の検討が進むと思いますが、最終的に採択を担うのは教育委員会です。

そこで、どのような基準や考え方を重視するのか、また、紙との適切な併用、発達段階への配

慮、さらには教育の質の確保という視点をどのように位置づけるのか、以上、教育長にお尋ねします。

〔教育長越猪浩樹君登壇〕

○教育長(越猪浩樹君) まず、デジタル教科書の導入に関する基本認識についてお答えします。

今国会において、これまで紙を補完する教材の位置づけであったデジタル教科書も、正式な教科書とする関連法案が成立しました。

県教育委員会としましても、児童生徒の多様なニーズに応じ、個別最適な学びや協働的な学びの充実を図っていく上で、デジタル教科書の有効活用は重要であると認識しています。

次に、デジタル教科書の活用の実態と課題認識についてお答えします。

現在、国から全ての小中学校に英語のデジタル教科書が提供されているほか、算数、数学についても約6割の学校に提供され、段階的な導入が進められています。

各学校においては、デジタル教科書が持つ音声読み上げや拡大表示等の機能の活用により、学習に困難を抱える児童生徒への支援や教員による教材作成の負担軽減にもつながっています。

デジタル教科書の導入に当たっては、高い学習効果が期待されるという利点がある一方で、議員御指摘のように、視力低下など健康面への影響に懸念の声が上がっていることも認識しています。

現在、国の中央教育審議会においても、対応等について議論が進められているところであり、県教育委員会としても、今後の動向を注視し、適切に対応してまいります。

次に、今後の教科書採択の方針についてお答えします。

小中学校の教科書の選定に当たっては、市町村教育委員会等において、各教科書の調査研究が適

切に行えるよう、県教育委員会が選定の参考となる採択基準や選定資料を策定し、指導、助言を行っているところです。

また、国において、デジタル教科書に関する新たな検定基準等に関する指針が検討されており、引き続き情報収集してまいります。

教科書には、紙やデジタルといった媒体がある中で、本年度から、県教育委員会においては、教科書等の文章を正確に読み解く力を高めるために、熊本市を除く県内全ての小学校5年生にリーディングスキルテストを実施し、一人一人の実態を詳細に把握し、授業改善に取り組むこととしています。

今後、学校や児童生徒の実態に応じて、紙とデジタルそれぞれの教科書の良さを生かしながら授業改善に取り組むことで、教育のさらなる質の向上に努めてまいります。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 私も、ICT活用そのものを否定するものではありません。実際、熊本市教育委員会の調査でも、多くの教員がタブレット端末は授業改善に寄与していると回答しており、その効果は一定程度認められているものと思います。

しかし、教育の世界では、これまでも、これさえやれば解決するという形で様々な改革が進められてきました。少人数学級やゆとり教育、英語教育なども大きな期待を集めました。導入後に十分な検証がなされたのかという課題もあります。

今後、教育のデジタル化は進むでしょう。しかし、教育施策の難しさは、その影響がすぐには現われず、後になって見えてくる点にあります。

法案は成立しましたが、紙とデジタルの最適な組合せについて、十分な答えが示されているとは言えません。今回の制度で、最終的な採択を担うのは教育委員会です。ゆえに、国の方針を踏まえ

つつも、学校現場や子供たちの実態に丁寧に耳を傾けながら、主体的に判断していただきたいと思っています。

そして、導入して終わりではなく、不断の検証を重ねながら、子供たちにとって本当に望ましい学びを追求していただくようお願いいたします。

最後に、アリーナ整備と熊本の未来像についてお尋ねします。

現在、県民の関心は野球場の移転候補地に向けられていますが、県の整備方針では、県立総合体育館のアリーナ再整備が最優先課題とされています。

こうした中、現総合体育館は、築40年以上が経過し、現在の利用ニーズやプロスポーツ、興行への対応が困難となっています。

さらに、全国的には、Bリーグの新たな基準により、5,000席規模やVIP機能、収益性の確保が求められ、アリーナは、単なる体育館ではなく、スポーツ、エンターテインメント、交流機能を併せ持つ都市の核として整備が進んでいます。その結果、各地で整備が加速し、都市間競争の様相を呈しています。

本県においても、熊本ヴォルターズが地域に根差した活動を展開し、多くの県民に支持されていることは意義深いことです。

そんな中、Bリーグにおいては、稼げるクラブでなければ生き残れないとの考え方が明確に示されており、アリーナは、単なるホーム施設ではなく、収益を生み出す経営基盤として捉えられています。

しかるに、実際には、稼働率の確保や収益化に苦戦する事例も多く、最終的な負担が自治体に及ぶケースも少なくないと言われています。つまり、本事業は、夢の施設であると同時に、成立性が問われる経営事業であるという現実も直視する

必要があります。

また、ヴォルターズの存在はアリーナ整備の重要な要素ですが、年間試合数には限りがあり、クラブ単独で施設の稼働や収益を支えることには、一定の制約があるのも現実です。

したがって、整備に当たっては、特定の競技や利用主体にとどまらず、地域全体としてどのように活用し、持続可能な施設として成立させていくのかという視点が肝心です。

本県においても、現行施設ではこうした基準に対応できず、改修では限界があることが指摘されています。よって、今回のアリーナ整備は、熊本の将来を左右する重大な政策判断と考えます。

そこで、3点お尋ねします。

まず、アリーナ整備の基本コンセプトについてです。

県は、本事業について、公民連携を前提としたコンセプト整理を進めるとしてありますが、県民スポーツの拠点としての役割と収益性を伴う都市機能としての役割をいかに両立させるかが鍵となります。このアリーナをどのような戦略拠点として活用していくのか、具体的なビジョンをお示ください。

次に、事業手法と財政負担についてです。

本事業には、多額の投資が伴い、建設後の維持管理や運営コストも大きな課題です。年間稼働日数に限りがある中、収益性の確保をどのように図るのか、PFI等による民間資金の導入やリスク分担の考え方を伺います。

また、収益が想定を下回った場合の負担の在り方について、どのように考えているのか、併せて、建設費、運営費を含めた長期的な財政シミュレーションをどの段階で示すのか、お尋ねします。

最後に、アリーナ整備の持続可能性についてお

尋ねします。

社人研の推計によれば、我が国の人口は、2070年に約8,700万人まで減少するとされています。本県の人口も、既に戦後間もない1947年頃の水準にあり、全国では都市機能や公共施設の在り方を見直すスマートシュリンクの議論が進められています。

今回の整備は、数十年にわたり県民負担を伴う可能性のある事業です。将来の人口動態や利用需要の変化を踏まえ、県は本施設が持続的に成立すると考えているのか、その根拠も含めてお示ください。

以上、観光文化部長にお尋ねします。

〔観光文化部長梅川日出樹君登壇〕

○観光文化部長(梅川日出樹君) まず、アリーナ整備の基本コンセプトについてお答えします。

新アリーナの整備に当たっては、単なるスポーツ競技の受皿としてだけでなく、交流人口を引き寄せ、まちづくりの拠点として整備することが重要と考えています。

このため、県では、県勢を発展させ、くまもと新時代を創造する基盤となり、県民に夢や感動を与え、地域に活力をもたらす拠点となることをビジョンとし、整備を進めてまいります。

こうしたビジョンを実現するためのコンセプトとしては、スポーツをする環境と見る環境の両面の充実や施設を楽しむ複合的な機能の充実、地域の活性化となるまちづくりの拠点機能の充実が重要です。

このような機能を充実させることで、スポーツはもとより、コンサートなどの興行利用が促進され、収益性の向上を通じた地域活性化や交流人口の拡大も期待できます。

次に、事業手法と財政負担についてお答えします。

施設の再整備に当たっては、民間事業者の参画や県の財政負担軽減などについても考慮する必要があります。

そのためには、官民の多様な主体の関わりが不可欠であり、事業手法については、民間の知見やノウハウが大いに発揮できるPFIの手法を採用し、官民共創で推進したいと考えています。

現在、事業手法に加え、新アリーナの規模や機能等の検討、事業費の積算、民間事業者との役割分担やリスク分担の整理など、PFI法に基づく実施方針等の策定を見据えた作業を進めています。

また、施設開業後を見据えた各種スポーツ大会やイベント等の招致、コンサート等の興行利用の戦略的な活用推進策の具体化とその収益性を分析するため、市場調査を開始したところです。

収益性を高めることにより、設計、建設、維持管理などのPFIの事業期間を通じた県費負担が軽減され、持続的な施設運営を実現することが可能になると考えています。

県としては、持続可能な施設運営を実現する事業スキームの確立に注力するとともに、開発事業者の募集段階で、事業費も含めた全体像をお示ししたいと考えております。

最後に、人口減少社会におけるアリーナ整備の考え方についてお答えします。

アリーナは、様々なサービスの提供や消費を促すとともに、多くの雇用を生み出します。

国においては、2030年までにスポーツ市場を15兆円に拡大することを目標に取組が進められており、全国各地でスポーツの成長産業化を通じたスポーツ市場の拡大を図るアリーナ改革が進められています。

また、民間調査機関によれば、エンターテインメント市場も拡大することが見込まれており、ア

リーナの利活用においては、エンターテインメント分野での興行利用も重視されています。

このように、アリーナは、スポーツ利用に加え、コンサートなどスポーツ以外の興行利用を通じて交流人口を拡大させ、飲食や宿泊、観光等への波及効果や新たなビジネスの創出など、人口減少下における地方創生の切り札となるものです。

県としては、人口減少や社会経済情勢が急速に変化する中で、スポーツ振興に加え、スポーツ市場やエンターテインメント市場の成長の果実を取り込み、新アリーナが県勢を持続的に発展させる基盤となるよう、しっかりと取り組んでまいります。

〔高島和男君登壇〕

○高島和男君 スポーツ市場やエンターテインメント市場の成長、交流人口の拡大など、アリーナに期待される様々な効果について説明をいただきました。

私も、スポーツや文化の振興、さらにはヴォルターズをはじめとする地域スポーツの発展に期待するものであり、その方向性を否定するものではありません。

しかし、一方で、全国に目を向ければ、香川県では、94%という高い稼働率を実現しながらも赤字とのこと。また、長崎スタジアムシティも、強力な民間企業との複合開発による収益構造があって初めて成立しています。

アリーナは、整備すれば成功するのではなく、整備後にどう経営するかが問われる施設です。だからこそ、何のために整備するのかに加え、ビジネスとして成立するのかという視点が必須です。

県においては、将来の需要予測や収支見通し、県民負担について丁寧に示しながら、持続可能性を十分検証した上で事業を進めていただくことを要望したいと思います。

今回、質問を通して持続可能性という文言を多用しました。私は、政治の要諦の一つに、今を生きる私たちの利益と将来世代の利益との均衡を図ることがあると考えます。地方政治においても、目先の空気や単年度の議論に流されることなく、次世代にどのような地域と財政を引き継ぐのかという、俯瞰的な視点を持ち続ける必要があります。

このことを最後に申し上げ、今日の用意した質問全てを終わります。

最後まで御清聴、ありがとうございました。

（拍手）

○議長（内野幸喜君） この際、5分間休憩いたします。

午前10時57分休憩

—————○—————

午前11時8分開議

○議長（内野幸喜君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

中村亮彦君。

〔中村亮彦君登壇〕（拍手）

○中村亮彦君 皆さん、おはようございます。先ほどの高島先生に続いて、格式高い質問をこれからやってまいりたいというふうに思っております。

今日は一般質問の最終日ということで、最後の質問者となりました。私の前にもう既に8名の先生方の質問があったわけでありまして、大体県の課題は出尽くしたかなと少し思っておるところでございますけれども、私にとってはこの期の最後の質問となりそうでございますので、これから地元の課題、それから前年、前々年に質問した内容の経過並びに進捗状況等々を問うてまいりたいというふうに考えているところでございます。

先週の金曜日でございましたが、一般質問の前

の冒頭の御挨拶のときに、城戸県議が私を名指しで、今の言葉で言いますと、いじるというような暴挙に出られたわけでございます。まあ、皆さん、今日は私が壇上に上がるということは御承知であつたろうかというふうに思いますので、何と言うてやり返すんだろうかというようなことで、大変大きく期待を持っている方もいらっしゃるかというふうに思います。私も、昨日まで9つぐらいそのネタを考えておったところでございますけれども、これをやり返してしまうと同レベルとなってしまうということ、今日はそれを差し控えさせていただきたいということを、まず皆様方に御報告を申し上げておきたいというふうに思います。

それから、企画振興部の富永部長におかれましては、来月7月に御栄転によりまして東京、霞が関のほうに帰られるかもしれないということでございます。まだ決定はしていないということでございますので、もしかしたらこの本会議、一般質問がお別れの質問になるかというふうにも思いますので、今日は最後の5問目に設定をさせていただきました。その5問目に行き着くように、まあ焦る必要はありませんけれども、急ぐ必要はありますので、なるべく早くたどり着きたいと考えておるところでございます。

早速質問に入りたいと思いますが、知事はじめ執行部の皆様方におかれましては、明快な御答弁をよろしくお願い申し上げますとともに、議員各位におかれましては、最後まで御清聴をよろしくお願いを申し上げまして、質問に入りたいと思います。

くまもとサイエンスパークにおけるイノベーション創発エリアと菊陽町の拠点との連携について質問をさせていただきます。

昨年6月定例会において、私は、知事に分散型

のくまもとサイエンスパークにおける大学、研究機関の誘致による人材育成に向けてどのように取り組んでいくのか、質問をいたしました。

私の質問に対し、知事からは、くまもとサイエンスパークにおいて、大学、研究機関の誘致による人材育成は、ビジョンの中核をなすもの、民間業者の優れた知見やノウハウを最大限活用し、地元市町とも連携し、スピード感を持って取り組んでいきたいとの力強い答弁をいただきました。

私は、その上で、ＪＲ駅に近接するという優位性を生かし、菊陽町が進める原水駅周辺の知の集積エリアに大学キャンパスを誘致することが、世界に類を見ない大学の設置という県のビジョンの実現につながるのではないかと提案をいたしました。

そのような中、先日、くまもとサイエンスパークの事業推進パートナーとして三井不動産が選定され、サイエンスパークの中核エリアとなるイノベーション創発エリアの整備やパークマネジメント法人の設立などのプロジェクトが発表されました。

三井不動産のノウハウとネットワークを生かし、半導体関連企業のみならず、国内外の大学、研究機関の誘致を進める内容であり、産学官連携拠点としての具体像が示されたことに、私も大きく期待をいたしておるところであります。

一方で、先ほども触れたとおり、菊陽町においても、ＪＲ原水駅や新駅を中心に知の集積エリアの整備を進め、大学キャンパスの誘致を目指しております。さらに、半導体人材育成を目的とした半導体ミュージアムの整備も検討されております。

知事も、昨年、分散型サイエンスパークは、各拠点が有機的につながり、相乗効果を生み出すことが重要と答弁をされておられます。今後、県と

菊陽町の取組が、重複することなく、拠点間の連携や役割分担を整理していく必要があると考えます。

まさにその点から申し上げれば、今回県が選定した三井不動産は、これまで菊陽町の土地区画整理事業の事業検討パートナーの実績も有しており、両者の連携がスムーズに図れるのではないかと考えております。

そこで、知事にお尋ねをいたします。

県が進めるイノベーション創発エリアと菊陽町が推進する知の集積エリアとの連携をどのように図っていくのか、また、その連携によりどのような効果を期待しているのか、知事の見解を伺います。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) 中村議員から、くまもとサイエンスパークにおけるイノベーション創発エリアと菊陽町の拠点との連携について御質問いただきましたので、お答え申し上げます。

本県のサイエンスパークは、単なる企業集積の場にとどまらず、大学や研究機関の誘致、さらには職住近接の住環境の整備など、多様な機能を複数の拠点で分担する分散型サイエンスパークを目指しております。

このため、菊陽町、菊池市、合志市、大津町といった周辺市町との連携、役割分担は、分散型サイエンスパークを実現する上で極めて重要であると考えております。

議員御紹介の菊陽町の土地区画整理事業については、ＪＲ豊肥本線沿線という優れた立地特性を最大限に生かしながら、菊陽町が主体となって積極的に進められておられます。

事業区域には、にぎわいエリアや職住近接エリアに加え、大学キャンパスなどの誘致を通じて、学生や研究者が集い、交流する知の集積エリアを

形成し、半導体ミュージアムの整備なども計画されているものと承知しております。

半導体人材の育成、確保は、今や全国的にも喫緊の課題であり、本県においても最重要テーマの一つでございます。

その意味において、菊陽町が取り組まれる知の集積エリアの取組は、教育、研究機能の強化を通じて人材の循環を生み出す、本県が目指す分散型サイエンスパークにとって重要な拠点の一つであると受け止めております。

また、くまもとサイエンスパークの中核拠点であるイノベーション創発エリアにおいては、半導体関連企業の集積に加え、国内外の先端研究機関、また、さらには企業の研究開発部門などを誘致して、さらなる新たな技術の創出や高度な人材を輩出する産学官連携拠点を目指しております。

そして、パークマネジメント法人が、その機能の一つとして産学官連携の橋渡し役、これを担うことで、先端研究、デザイン設計、製造、検査、評価まで一貫した半導体エコシステムの構築を図っていきたいと考えております。

今後は、このイノベーション創発エリアと菊陽町が進める知の集積エリア、これが相互に補完し合い、研究、教育、産業が有機的につながっていくことで、サイエンスパーク全体を牽引していくことになることを期待しております。

その実現に向け、菊陽町はじめ関係市町と意見交換を重ね、連携を一層強化しながら、くまもとサイエンスパークの早期実現に向けて全力で取り組んでまいります。

〔中村亮彦君登壇〕

○中村亮彦君 木村知事が、菊陽町の知の集積の取組を、教育、研究機能の強化を通じて人材の循環を生み出す重要な拠点と認識していただいていること、改めて確認できて、大変心強く思っております。

ります。

イノベーション創発エリアは、サプライヤーをはじめとする半導体関連産業が集積し、主に企業活動を推進する拠点、そして、一方、菊陽町が取り組む知の集積エリアは、大学キャンパスや先端研究機関の誘致により高度人材の育成を推進する拠点と理解をいたしました。

私は、この両エリアが一体となって機能することで、初めて世界に誇れるサイエンスパークが実現すると考えております。

菊陽町の知の集積エリアで学生が学び、ここに集う研究者たちが新たな技術を創出し、その結果がイノベーション創出エリアの企業活動につながる、そして、企業と連携する実践的な教育、研究を通じて、これからの熊本、将来の日本の未来を担う半導体高度人材が育成されるという、このような好循環を生み出すことが世界に類を見ない熊本のサイエンスパークの姿であろうと思います。

熊本県においては、知の集積エリアとイノベーション創発エリアが、その特色を生かし、お互いの役割を果たすことで相乗効果を発揮し、熊本県、ひいては日本を牽引できるよう、熊本県、三井不動産、菊陽町の3者がこのエリアのあるべき姿を議論する場を設けるなど、菊陽町の取組にも県が積極的に関わることで、世界に類を見ないくまもとサイエンスパークを実現してほしいと願っております。

幾つも拠点がこれからできてくるというふうに思います。これは、特色をはっきりさせると、そして、その役割をはっきりさせるということが大変大事であろうというふうに思います。これが曖昧だと、同じようなことを各地に散らしてどこでもやっているということになりますから、そうはならないようにしなきゃならないし、また、菊池市にも新たな県の工業団地ができようとしており

ます。ここにも、そのことを契機にいろんなサプライ企業であったりあるいは関連企業が張りつくというようなことがあって、また工場群、企業群があそこに出来上がるというようなこともあろうかというふうに思います。

あるいは、このTSMC、JASMの製品を運ぶようなそういう物流であったりとかあるいはメンテナンス、いろんな産業が関わるわけでありますから、これはいろんな拠点が、これだけではなくて、まだ幾つもこのエリアにはできてくるんだろうというふうに思いますので、しっかり特色を明示して施策に取り組んでいただきたいと考えております。

次の質問に参ります。

将来を見据えた地下水保全対策の推進について質問させていただきます。

私の地元である菊陽町を含む熊本地域、これは4市6町1村でございますが、生活用水のほぼ100%を地下水で賄っており、この豊かな地下水は、人々の暮らしや産業を支えるかけがえのない資源となっております。

そのため、20年以上前から、白川中流域を中心に、農業者の皆さんによる田んぼへの水張り、いわゆる水田湛水により地下水涵養の取組が進められてきました。

また、近年、菊陽町と合志市にまたがるセミコンテクノパーク周辺においては、JASMをはじめとする半導体関連企業の集積が進んでまいりました。

半導体の生産に当たっては、大量の水を必要といたしますが、農業者や企業の皆さんの御尽力により冬場にも水張りを行うなど、水田湛水等の取組は拡大しており、地下水の量はしっかりと守られている状況にあると認識をいたしております。

ただ、現状が大丈夫だからと、取組を緩めては

ならないと思っております。地下水は、50年、100年先を見据えて守っていく必要があります。

将来の地域の状況を想像してみると、例えば、人口減少に伴う農業者の減少や開発等に伴う農地の減少といった事態が想定されます。将来を見据えながら、先手先手で対策を考え、実行することが重要ですし、その一つとして、農業者の皆さんの水田湛水の活動に過度に頼らない形での地下水涵養対策の検討を、より一層進める必要があるのではないのでしょうか。

熊本県と熊本地域11市町村では、本年3月に第二期熊本地域地下水総合保全管理計画を策定され、水田湛水等に加え、営農に頼らない涵養対策にも取り組むこととされております。様々な課題があると思いますが、ぜひ着実に進めていただきたいと思います。

また、現在、菊陽町では、この地下水管理計画に基づき、本年4月にオープンしたくまモンアーバンスポーツパークの隣接地に浸透型の調整池を整備し、調整池を活用した地下水涵養を進めることとされております。この取組は、他の先駆けとなるもので、県や熊本地域にとっても大変重要で意義あるものだと考えます。

このような菊陽町の例も含め、市町村における新たな涵養対策の取組の検討に当たっては、雨水等を地下に浸透させる手法や施設の整備等、様々な観点からの検討が必要になります。

市町村では、情報やノウハウが不足する部分も多くあると思います。県においては、市町村との情報共有はもちろん、市町村における様々な課題解決に向け、環境生活部だけではなく、各部局が連携してしっかりと支援していただきたいと思います。

そこで質問いたします。

これまでの地下水の保全の取組の成果を踏まえ

つつ、今後、将来を見据え、長期的な視点の下、
 こういった対策を進めていくのか、環境生活部長
 にお尋ねをいたします。

〔環境生活部長清田克弘君登壇〕

○環境生活部長(清田克弘君) 地下水は、県民生
 活や産業を支える熊本の宝であり、県では、地下
 水保全推進本部を中心に、地下水量の保全のため
 の取組を進めています。

特に、地下水の涵養については、農家の皆様や
 企業等の御協力をいただき、冬期湛水が拡大した
 ことなどにより、水田湛水による涵養量が令和6
 年度には前年度の約1.6倍の約3,300万トンまで増
 加するなど、取組が着実に進んでいます。

その一方で、水田湛水以外の方法による人工涵
 養量は、近年、約1,000万トンと横ばいの状況に
 あります。議員御指摘のとおり、人口減少に伴う
 農業者の減少など将来を見据えると、営農に頼ら
 ない涵養対策も大変重要と認識しています。

そのため、本年3月に、県及び熊本地域の11市
 町村で策定した第二期熊本地域地下水総合保全管
 理計画では、水田湛水の継続等に加え、営農に頼
 らない涵養対策を推進することとしています。

具体的には、浸透型調整池の活用や工場等の敷
 地内涵養の促進、雨水浸透施設の普及促進、公共
 工事における涵養対策の推進等に取り組むほか、
 民間団体等と連携し、調査研究に取り組んでいま
 す。

特に、浸透型調整池は、新たな涵養対策のモデル
 の一つになると考えており、具体化に向けた課題
 の洗い出しと対策の検討を進めているところで
 す。

また、議員御紹介の菊陽町の取組をはじめ、市
 町村がこれらに関連した取組を行う場合には、県
 の関係部局が連携し、情報提供や技術的な助言を
 行うなど、支援してまいります。

熊本の宝である地下水を確実に未来へ引き継ぐ
 ため、引き続き、市町村や民間団体と連携しなが
 ら、地下水総合保全管理計画に基づき、地下水量
 の保全にしっかりと取り組んでまいります。

〔中村亮彦君登壇〕

○中村亮彦君 大津町と菊陽町にまたがる白川中
 流域における地下水涵養の取組は、協力農家をは
 じめとした多くの関係者の御尽力により、着実な
 成果を上げておられます。水循環型営農推進協議
 会をはじめ、協力農家各位の多大なる貢献に対
 し、改めて深く感謝と敬意を申し上げるところで
 ございます。

その一方で、麦作や大豆から湛水事業への転換
 も見受けられ、JA大型乾燥調整施設——これは
 カントリーエレベーターではありますが、の稼働率
 低下を招き、施設運営に影響を及ぼすなど、穀物
 自給率向上を図る施策との整合に課題も生じてお
 ります。水田に頼った涵養のみでは限界があると
 認識をいたしまして、今日はこの質問をさせてい
 ただいたところであります。

先ほど環境生活部長の御答弁では、水田湛水以
 外の人工涵養量は年間に1,000万トン、これは横
 ばいであるというような御答弁でございました。

私が先ほど質問の中で紹介しました浸透型の調
 整池、これは菊陽町にあるわけではありますが、こ
 れは1年間の涵養能力は300万トンと言われてお
 ります。300万トンといえますと、JAS第1
 工場が1日にくみ上げる水の量は1.2万トン、こ
 れはみんな当時びっくりしていた話なんですけれ
 ども、この1.2万トンの約300倍の涵養能力を持っ
 ているということで、非常に高いポテンシャルを
 持っているこの調整池であります。

ということになりますと、安定的な地下水涵養
 インフラとこれは言っているというふうに思いま
 す。農地の涵養だけではなくて——もちろん農家

の方々が大変御協力をいただいておりますので、それは順調にこれまで進んでおるところでございますけれども、それでも、それに加えて堅いもので今度は涵養するというようなことをこれから目指していただきたいなというふうに思っております。

それに加えて、気象も、最近は大変異常気象が続いて、大雨が降ったりもして、その大雨の雨水量の調整にこの調整池は使われるわけですが、けれども、今から住宅地を造るであったりとかあるいは企業が何か施設を建てるといったときには、この調整池を造りなさいというようなことが義務づけられることもあるわけですが、けれども、このような災害にもしっかりと備えてまいらなければならない、そのためには調整池もこれから増えていくだろうというふうに思いますので、そこら辺のところも注視していかなければならないなというふうに思っております。

昔は、怖いものの例えに、地震、雷、火事、おやじというような言葉がございました。まあ、この最後のおやじにつきましては、もうその権威は既に失墜をいたしております、家庭内では誰もおやじの言うことは聞かぬというようなことで、今、さしずめ——今うんうんとうなずいていらっしゃる方おられるかというふうに思いますけれども、その方もそうであろうかというふうに思います。これは、改めて御同情申し上げるものでございますけれども、今はさしずめ地震、雷、火事、大雨ということになっているんだろうというふうに思います。

それを考えますと、そういう調整池の役割は、その雨水調整だけではなくて、この涵養にも使えるというように、これはぜひ菊陽町との連携も含めて進めていただきたいというふうに思います。

次の質問に参ります。

若者の世界チャレンジの機会創出について質問をいたします。

近年、T S M Cをはじめ、県内に拠点を置く外国企業も増え、熊本県に移住する外国人やインバウンドが年々増加する中、県民が日々の暮らしや学校生活において異文化に触れる機会も増えております。

私の地元の菊陽町でも、在留外国人の数が1,000人を超え、外国の方々と町民との交流の場も年々増加をいたしております。

一方で、日本を訪れる外国人と日本から出国する国民の数は、2025年で、訪日外国人4,200万人に対し、出国者はその3分の1の1,400万人にとどまっております。

また、海外の大学等に留学する学生数は、最新のデータでは約9万人で、ピーク時より2割減、特に1年以上の長期留学に限ると3割減となっており、若者の海外で学び、挑戦しようという姿勢は、少し薄れているように感じます。

もちろん、新型コロナや円安、国際情勢の不安定さもあると思いますが、私は、この傾向が続くと、国民の内向き志向が強まり、ひいては日本の国際的な競争力が低下するのではないかと懸念を持っております。

他県と比べても、外国人や異文化と触れ合う機会がますます増えていくことが想定される本県において、若い世代が国際的な視野を持つことは、本県の将来にとっても極めて重要だと考えます。

異文化の本質を学ぶためには、やはり海外に出て、現地に身を置き、外国人や現地の文化に直接触れる経験が大切です。語学力や知識を習得するだけでなく、価値観を理解し、貴重な体験を通して時代の潮流を先読みできるような人材に成長していただき、願わくば、将来熊本に帰ってきて、

様々な分野で活躍してほしいと思っております。

また、本県の高校生世代は、小学生のときに熊本地震を経験しており、それを乗り越えてきた若者が、早い段階で一度海外に出て異文化に触れ、自らの経験を発信することは、大変意義深いものであらうと思います。

現在、県では、若者が海外を目指すきっかけとなる取組として、海外チャレンジ塾やモンタナ大学への派遣等の事業に取り組まれておりますが、ぜひ、若者が海外に目を向け、早い段階で世界に挑戦できる環境づくりを、より一層推し進めていただきたいと考えております。

そこで質問です。

若者が世界にチャレンジする機会の創出に向け、海外への興味や関心を高め、異文化と触れ合うための取組をどのように推進していかれるのか、人材育成に力を入れておられる知事のお考えをお尋ねいたします。

〔知事木村敬君登壇〕

○知事(木村敬君) お答え申し上げます。

私は、長年地方創生に携わり、日本各地の可能性をずっと追求していく中で、いつも地政学的にその土地土地の価値を見詰めてまいりました。

熊本県における地政学的優位性とは、熊本と東京、熊本と上海、熊本と台北がほぼ同距離にあることです。すなわち、アジアに対して開かれることが、熊本県の勝ちパターンになると考えてまいりました。

2年前、県知事に就任し、県政運営の柱であるくまもと新時代共創基本方針の重要なキーワード3つに、世界に広がる、人を育てる、共に創ると、この3つを掲げまして、その中にある世界に広がるということを重視してまいりました。

議員御承知のとおり、本県では、TSMCをはじめ、半導体関連の外国企業の立地が進むとともに、

国内市場の縮小などを見据えて海外展開を目指す県内企業も増えており、海外とのビジネス機会が拡大している状況です。

これに伴い、在留外国人が急速に増えており、県民が日常生活の中で外国人と接する機会も多くなっています。

このような中、若い世代が早くから国際的な視野や感覚を持つことは、自身の可能性を広げるだけではなく、グローバル社会に必要な異文化に対する理解や創造力を醸成する上でも、極めて重要と考えております。

そのため、県では、くまもと新時代共創総合戦略において、グローバル人材の育成、多文化共生社会の実現を重要な施策として掲げ、海外チャレンジ塾や州立モンタナ大学への高校生派遣事業など、若者の海外でのチャレンジを積極的に支援してまいりました。

これらの取組により、50名を超える若者が海外の大学などで学び、中には、そこで培った能力を生かし、卒業後に地元熊本の企業で国際的に活躍する方も出るなど、成果につながっております。

また、県内の各高校でも、台湾、オーストラリアをはじめ、海外の学校との姉妹校提携や海外への研修旅行などを通して、高校生が実際に異文化に触れ、世界に目を向ける機会を創出しております。

さらに、熊本県立大学では、海外留学や海外研修に毎年100名を超える学生が参加しているほか、今年4月に文学部の英語英米文学科をグローバル・スタディーズ学科に改組し、より高度な英語運用能力とグローバル化への対応力を養成する新たなカリキュラムをスタートするなど、世界で活躍する人材の育成に取り組んでいます。

私は、熊本は日本一伸び代のある県だと考えており、そのポテンシャルを最大限に生かしていく

ためには、何よりも人づくりが大切だと考えております。

そして、熊本の若者が海外に飛び立ち、貴重な学びや経験を通じて、日本はもちろん、世界をリードする人材に成長し、様々な形でふるさと熊本を応援していただくことを期待しております。

グローバル人材の育成と多文化共生社会の実現、そして熊本が持つ地政学的優位性と本県の伸び代を生かしていくためにも、引き続き、若者が海外へチャレンジし、世界に広がるための環境づくりにしっかりと取り組んでまいりたいと考えております。

〔中村亮彦君登壇〕

○中村亮彦君 県のこの総合戦略において、グローバル人材の育成と多文化共生社会の実現ということであります。

グローバル人材というと、非常に幅が広いんですが、ただ語学が堪能なだけということでは、これはグローバル人材ではなくて、いろんな多文化も理解し合いながら、そして世界でいろんな考え方を学び、それを応用するといったような人材であらうかというふうに私は思っております。

今の若い方から言いますと、東京や大阪あるいは海外に出かけていくときも、本当に今飛行機もLCCがありますし、いろんな手段でいろんなところへ、遠くへ行けるというような状況にあります。まるで私たちが若いときに鶴屋に遊びに行く、それぐらいの感覚でいろんなところに出かけられるということでもあります。

そういう状況の中にあっても、なかなか海外に住もうとかあるいは海外で暮らしてその文化を学ぼうという動きは、まだまだやっぱり敷居が高いといえますか、ちょっと何かまだ普及してないような感じがしております。

しかしながら、これはもう教育委員会も総務部

もしっかり連携し合いながらいろんなチャンスを与えていただいているというふうに思いますので、後は若い人たちがしっかりとそれに興味を持って、どんどん活用していただきたいというふうに考えております。

先ほど質問の中でも申しましたように、今の高校生世代は、地震のときは小学生であったということです。これを、発信する能力で伝えていただきたいし、また、この復興した姿、地震のときの苦しさ、そういうものも世界に発信するということは、物すごく意義のあるものだろうというふうに思います。

高校生、大学生世代が、世界に出て、羽ばたいて学びをするということに関しては、私は早くもなく遅くもないというふうに思っております。そのような多感な時期にいろんな刺激を受けるということは、大変大事なことであらうというふうに思います。

時代の潮流の中にあって、いろんなポイント、ポイントを振りほどいてみますと、近代史で振りほどいても、その時代の社会の仕組みが変わったりとかあるいはいろんな日本の形が変わるといったような大きな出来事があるときは、若い人たちの活躍でそれがなされたわけであります。

近代史で言いますと、幕末から明治の時代でありますけれども、現在では、TSMC等々の進出で、今、経済的な黒船来航というようなことを言われるわけではありますが、実際に黒船が現れた、ペリーが黒船艦隊を率いて今の神奈川県のパウランドに現れた1853年、この年に、西郷隆盛は25歳、大久保利通は23歳、木戸孝允は20歳、坂本龍馬17歳、高杉晋作14歳、久坂玄瑞13歳、そして、後に初代の日本の総理大臣になられます伊藤俊輔、後の伊藤博文先生でございますが、この方に至っては12歳という若さでありました。

ここからいろんな出会いがあつて、そして、そこで友情と英知を結集させ、そしてその14年後の大政奉還、1867年でございますが、ここまで突っ走っていったというような歴史があります。

これは、私は思うんですが、日本にいてもそれはできるんですけども、私は、人生をつかさどるもの、その人生を大きく転換するものは、人と人の出会いだろうというふうに思います。人が誰かと出会って、そして、その出会いは、いい出会いと悪い出会いはもちろんあります。これは、もう自分で右か左か選ばなきゃなりません、どんな人と出会って、そしてどんな人に影響を与えられたか、これは人生の中で大きくつかさどるものだろうと私は思っております。

ということになれば、若い方々は、国内だけじゃなくてあるいは県内だけじゃなくて、世界で学ぶ、そのような機会をしっかりとつかんでいただきたいというふうに考えているところでございます。

次の質問に参ります。

アーバンスポーツに関する取組の現状と今後の展開についてお尋ねをいたします。

前回、令和6年6月議会において、県からは、国際大会や全日本クラスの大会の招致、さらには合宿誘致にも積極的に取り組んでいくとの答弁がありました。

今年4月には、私が心待ちにしていたくまモンアーバンスポーツパークが完成し、運用が開始をされました。パークの完成後、令和8年5月時点で利用者数が既に8,000人を超えるなど、県内外から多くの若者を引きつけ、アーバンスポーツの核となる期待感が高まっております。

このような交流人口の拡大に加え、トップスケートボーダーが指導者として菊陽町に移住をされました。さらに、指導者や練習環境を求めて県外

から菊陽町へ移住した家族もいらっしゃると聞きました。地域活性化の拠点としての魅力と期待も高まっていると感じているところであります。

また、本施設は、オリンピックなどの国際大会開催が可能なファイブスター認定を受けております。このファイブスター認定を受けた施設は、世界でも4つしかなく、世界的にも高い評価を受け、今後、世界的な知名度やブランド力の向上も期待されるところであります。

県では、令和6年3月に菊陽町との連携協定を締結し、これまでもアーバンスポーツの取組を進めておられますが、世界の拠点とも言えるくまモンアーバンスポーツパークの誕生を契機に、より一層菊陽町とも連携しながらアーバンスポーツの聖地化を目指していくことが重要と考えますが、全国大会や国際大会の誘致を進めるために、県としての現在の取組状況と今後どのように取り組んでいかれるのか、観光文化部長にお尋ねをいたします。

〔観光文化部長梅川日出樹君登壇〕

○観光文化部長(梅川日出樹君) アーバンスポーツについては、令和6年3月に菊陽町と締結したアーバンスポーツの推進に関する連携協定に基づき、競技大会の開催等を通じた機運醸成や大会の招致に向けた取組を進めるとともに、くまモンアーバンスポーツパークの開業を見据え、その発展的な拡充策を展開してきたところです。

例えば、令和5年度からスケートボードの競技大会として開催してきたアーバンスポーツフェス・くまモンカップについて、昨年度は、BMXを競技種目として追加するとともに、トップアスリートによるデモンストレーションや多様な競技の体験機会の提供など、取組を拡充しました。

また、県と菊陽町で組織する熊本・菊陽スケートボード国内大会実行委員会において、一般社団

法人日本スケートボード協会が主催するプロツアーを招致し、くまモンアーバンスポーツパーク開業のこけら落としイベントとして、本年4月18日に開催しました。

その他の国内大会や国際大会の招致についても、菊陽町と連携し、継続的に取り組んでいるところです。

来年3月には、アーバンスポーツフェス・くまモンカップをさらに発展させ、競技種目や体験機会の拡充に加え、県内の学生や企業にも企画運営に参加していただき、エンターテインメント性の高いイベント等を開催する予定です。

県としては、ファイブスター認定という世界トップレベルのくまモンアーバンスポーツパークを核に、菊陽町との緊密な連携の下、国際大会、国内主要大会のさらなる招致や機運醸成イベントの発展的展開など、アーバンスポーツの聖地化を目指した取組を積極的に推進してまいります。

〔中村亮彦君登壇〕

○中村亮彦君 観光文化部長から、菊陽町との連携の下、国内主要大会や国際大会の招致に継続して取り組まれていること、さらには、今後もアーバンスポーツの聖地化に向けて積極的に推進していくとの答弁をいただきました。県の強い意思を改めて確認することができました。

改めて申し上げますが、このくまモンアーバンスポーツパーク、これは世界でもわずか4施設しかないファイブスター認定を受けた施設でありまして、熊本県が世界に誇ることでできる貴重な財産だと思っています。

私自身も、この施設を何回も訪れておりますけれども、多くの若者や子供たちでにぎわいながら、休日には県外ナンバーの車も多く見られて、県内外から利用者が集まる様子を目の当たりにしております。

また、日本が誇るトップスケートボーダーである池田幸太氏が指導者として菊陽町に移住されたことで、日本一の指導者と世界レベルの施設がそろい、名実ともに誇れる施設となったと思います。

加えて、世界選手権を連覇している本県出身の松本雪聖選手、これは氷川町出身の方でございますが、何度もこのパークを利用するなど、熊本からトップアスリートが育つ環境も着実に整いつつあります。

国際大会や全国大会の開催は、競技の普及や選手育成にとどまらず、国内外から多くの選手や観客、関係者を呼び込むことで、交流人口の拡大や地域経済の活性化につながっていると思っております。また、大会の様子が世界中に発信されることで、熊本の知名度向上やブランド力の強化にも大きく寄与するものと考えます。

さらに、トップレベルの選手が集い、その姿を間近で見るとは、県内の子供にトップスケートボーダーの移住や指導環境を求めた県外からの移住という動きも生まれておりまして、アーバンスポーツが新たな人の流れを生み出す可能性も見え始めております。

世界トップレベルの施設を有する今だからこそ、その価値を最大限に生かしながら、国内主要大会や国際大会に加え、海外チームの合宿誘致についても、これまで以上に積極的かつ戦略的に取り組んでいただきたいと思います。

熊本がアーバンスポーツの聖地として国内外に広く認知されるよう、大会招致の取組をさらに加速していただくことを強く要望いたしまして、次の質問に入ります。

セミコンテクノパーク周辺の渋滞対策、特にソフト対策について、今回は質問をさせていただきます。

セミコンテクノパーク周辺の渋滞ソフト対策については、ちょうど1年前の6月定例会において質問をさせていただきました。

県は、先月、今年度1回目の熊本県渋滞解消推進本部会議を開催されましたが、前回の一般質問から1年間の間に、信号制御の最適化や道路ネットワークの整備などの道路施策、公共交通の利便性向上や輸送力強化などのソフト対策を進め、成果を上げておられることと思います。

セミコンテクノパーク周辺の状況として、道路整備などのハード対策は、中九州横断道路に加え、JASM前を通る大津植木線の多車線化や合志インターアクセス道路など、異例のスピードで整備が進められており、大変心強く感じております。

また、公共交通のソフト対策については、セミコンテクノパーク方面の通勤バスの実証運行等により、1日当たり約800台分の通勤自動車削減につながったことや、昨年9月の官民連携でのオフピーク通勤の取組の結果、大津町室北交差点で朝のピーク時間帯に交通量が3割減少したことなど、これらも大変喜ばしいと思った次第であります。

道路整備などのハード対策は、目標のスケジュールを踏まえながら、早期整備に向けて引き続き頑張りたいと思いますが、ある程度の時間がかかることは理解をしております。

一方で、ソフト対策は、ハード対策に比べて柔軟な対応が可能であることがメリットであり、その分効果も早く生まれるものだと思っております。

そのため、道路が整備されるまでの間は、ソフト対策について、継続した取組や新たな取組を進めることが重要であり、特に、朝夕のピーク時間帯の交通渋滞を解消する対策が必要だと思いま

す。

セミコンテクノパーク周辺の企業で働く方は、個別の事情もあり、車通勤の方が多くいらっしゃると思いますが、これまで以上に公共交通機関を充実させ、自家用車から公共交通への転換を図る対策が必要だと考えております。

また、渋滞対策を実施した場所で、実際に県民が交通渋滞が緩和しているという実感を持ってもらうことも大事な視点だと思います。であるならば、取組の内容やその効果についての情報発信を、さらに意識して取り組む必要があるのではないかと考えております。

そこで質問です。

今後のセミコンテクノパーク周辺の交通渋滞解消に向けたソフト対策、その対策の効果の情報発信についてどのように進めていかれるのか、企画振興部長にお尋ねをいたします。

〔企画振興部長富永隼行君登壇〕

○企画振興部長(富永隼行君) セミコンテクノパーク周辺の渋滞対策、ソフト対策についてお答えします。

セミコンテクノパーク周辺の交通渋滞の解消に向けては、道路整備などのハード対策に加え、即効性の高いソフト対策にも取り組んでいるところです。

ソフト対策の一環として、議員御指摘のとおり、車から公共交通機関への転換を図ることは、渋滞解消に大きな効果があり、その転換を進めるためには、公共交通の利便性をさらに向上させる必要があります。

そのため、今年度は、肥後大津駅や原水駅からセミコンテクノパーク方面に運行する通勤バスについて、増便等による利便性向上や輸送力強化に向けた取組を支援し、JR豊肥本線各駅からの二次交通を強化してまいります。

さらに、これらと接続するJR豊肥本線については、車両の増結や運行本数の増加など、引き続き、JR九州にしっかりと要望し、早期の実現を目指してまいります。

来月からは、阿蘇くまもと空港と肥後大津駅を結ぶ阿蘇くまもと空港ライナーについて、有料化での運行を予定しています。

これまで対象者を空港利用者に限定していましたが、有料化に合わせて誰でも利用できる地域公共交通として位置づけることで、車から公共交通への転換が促進され、渋滞対策にも貢献できるものと考えています。また、利用者が多い時間帯の増便などにより、輸送力及び利便性の向上も図ります。

さらに、シェアサイクルを運営し、本県とも包括連携協定を締結しているチャリチャリ株式会社の取組により、熊本エリアと菊陽エリアの接続がなされ、利用エリアが拡大されるなど、二次交通の充実も図られています。

これらの取組に加えて、地域の企業等と協力した取組も必要となります。

企業等とさらなる取組を進めるため、現在、熊本県渋滞対策パートナー登録制度の登録企業の募集を行っています。

また、9月には、熊本市やパートナー企業等と連携して、朝のピーク時間帯を避けて通勤することで、交通渋滞の緩和を図るオフピーク通勤に集中的に取り組むこととしています。

さらに、今後、登録企業の渋滞解消に向けた優良な取組を表彰する制度を創設し、さらなる企業の参画を促す新たな施策も進めてまいります。

このような対策を進めると同時に、議員御指摘のとおり、県民の皆様が交通渋滞の緩和を実感できるような情報発信が極めて重要と考えています。

昨年度は、オフピーク通勤の効果検証として、交差点88か所の交通量や平均速度の変化を測定し、例えば、大津町室北交差点では、朝のピーク時の交通量が約3割減少したことなど、取組の効果について情報発信を行いました。

今年度は、時差出勤等の取組に加え、道路整備などの対策に関する情報も追加し、県が実施する渋滞対策の結果として、各月の交通量や平均速度などの変化を確認できるよう、より効果的な情報発信に取り組んでまいります。

今後も、官民一体となった県民運動を強力に展開し、時差出勤等の取組や自家用車から公共交通への転換をさらに推し進めるなど、不退転の決意を持って、渋滞解消の実現に向けて全力で取り組んでまいります。

〔中村亮彦君登壇〕

○中村亮彦君 企画振興部長から、対策を今御答弁いただいたわけではありますが、TSMCが来て、やっぱりいろんな経済的な効果、経済的な浮揚が期待される中で、いろんな課題もまたあるわけであります。

で、渋滞しているのは、このセミコンテクノパーク周辺だけではなくて、熊本市内の渋滞箇所なんか幾つもあるわけであります。しかし、今日は、セミコンテクノパーク周辺として質問させていただいたわけではありますが、特にソフト対策についてですが、なかなかやっぱり見えにくいというようなところであります。

これはハードと大きく違うところなんですけれども、ハードはもちろん時間かかりますから、その間にソフトでしのがなきゃならないということでもありますし、ハードの場合は、大津植木線、それから合志インターアクセス道路、私たちが通称呼んでおります菊陽空港線の延伸といったようなことで、一緒に今異次元のスピードで工事をして

いただいているところでありますけれども、これが令和10年度には完成して、そして供用開始ということになれば、これは、住民の方々を含め、県民の多くの皆さんが目で見えて分かるというようなところでありますから、これはもう大分変わったなど、さすがやっぱり世界的企業が来ると地域はこう変わるんだというようなふうに見えるわけがありますけれども、ソフトの場合は、非常にやっぱり見えにくい。だから、私は、これは情報発信することは非常に大事なことだというふうに思います。

今まで右折レーンの延長であったりとか信号制御等々でずっと忍んできたわけがありますけれども、先ほど富永部長の御答弁にもありましたように、パートナー制度をしいて、そして、協力パートナーを探して、見つけて、1万人規模のオフピーク通勤というようなことを、ちょうど1年前にそれを発表されたわけでありまして、それが1年たった今、もう本当にそれは1億人超えているというふうに私ども聞いとるんですけれども、1億と何か600人とかいう報告を聞いたような気がします、それぐらい——1万人です。1億人と1万人じゃ大分違います。1万人のオフピーク通勤、これも、本当それぐらい数がそろえば、それぐらいの効果があるということでありますから、いろんな——1億人といったら、日本の人口です。

本当にそういう施策がしっかりと浸透して、浸透したところを発信していただきたい。それは非常に重要なことでありまして、ハードを待つまでの間だけではなくて、ハードが出来上がってもこの取組はずっと続いていくということですから、これは非常に大事なことだと思いますので、これからまた力を入れて推進していただきたいと思います。

今日は、御清聴いただいた議員の皆様方に心からの感謝を申し上げ、私の一般質問を終わりたいと思います。

ありがとうございました。（拍手）

○議長（内野幸喜君） 以上で通告されました一般質問は全部終了いたしました。

これをもって一般質問を終結いたします。

—————○—————

日程第2 議案等に対する質疑（第1号から第19号まで）

○議長（内野幸喜君） 次に、日程第2、目下議題となっております議案第1号から第19号まで等に対する質疑を行います。ただいままで通告はありません。よって、質疑なしと認めます。

—————○—————

日程第3 知事提出議案の委員会付託（第1号から第19号まで）

○議長（内野幸喜君） 次に、日程第3、目下議題となっております議案第1号から第19号までにつきましては、さきに配付の令和8年6月熊本県議会定例会議案各委員会別一覧表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託して審査することいたします。

〔各委員会別一覧表は付録に掲載〕

—————○—————

日程第4 請願の委員会付託

○議長（内野幸喜君） 次に、日程第4、今期定例会において受理いたしました請願は、議席に配付の請願文書表のとおりであります。

これを所管の常任委員会に付託して審査することといたします。

〔請願文書表は付録に掲載〕

—————○—————

知事提出議案の上程（第20号から第23号まで）

○議長（内野幸喜君） 次に、お諮りいたします。

知事提出議案第20号から第23号までが提出されましたので、この際、これを日程に追加し、一括して議題といたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、知事提出議案第20号から第23号までを日程に追加し、一括して議題とすることに決定いたしました。

知事提出議案第20号から第23号までを一括して議題といたします。

第20号 人事委員会委員の選任について
第21号 公安委員会委員の任命について
第22号 収用委員会委員の任命について
第23号 収用委員会委員の任命について

○議長(内野幸喜君) お諮りいたします。

ただいま議題といたしました議案に対する提出者の説明は省略いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、そのように取り計らうことに決定いたしました。

日程第5 休会の件

○議長(内野幸喜君) 次に、日程第5、休会の件を議題といたします。

お諮りいたします。

明16日は、議案調査のため、17日は、各特別委員会開会のため、18日、19日及び22日は、各常任委員会開会のため、23日は、議事整理のため、それぞれ休会いたしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(内野幸喜君) 御異議なしと認めます。よって、明16日から19日まで、22日及び23日は休会することに決定いたしました。

なお、20日及び21日は、県の休日のため、休会であります。

—————○—————
○議長(内野幸喜君) 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次の会議は、来る24日午前10時から開きます。

日程は、議席に配付の議事日程第6号のとおりといたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後0時7分散会